

日本年金機構健康保険組合並びに日本年金機構が 共同で実施する健康診査及び保健指導事業の公表について

日本年金機構健康保険組合
理事長 木谷 豊

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。

日本年金機構健康保険組合では、健康診査及び保健指導事業について、日本年金機構と共同実施し、健康診査及び保健指導データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

1. 日本年金機構との健康診査及び保健指導事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、母体企業である日本年金機構とともに、健康診査及び保健指導事業を共同実施することとしました。事業主と健康保険組合がデータ共有を行い、生活習慣病の予防を目的に健康診査結果及びリスク保有者データの共有による事後指導、高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨を行います。

2. 共同利用する健康診査及び保健指導データ項目について

- 内科診察
（問診と聴打診、既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査）
- 身体計測
身長、体重、標準体重、BMI、肥満度、体脂肪、腹囲
- 視力・聴力・眼圧・眼底検査
- 肺機能測定
・肺活量、予測肺活量、肺活量比、一秒量、一秒率
- 血圧測定
・収縮期、拡張期
- 心電図検査（安静時あるいは負荷）

- **尿検査**
 - ・尿蛋白、尿糖、尿潜血、尿比重、ウロビリノーゲン、尿沈渣
- **腎機能**
 - ・尿素窒素 (BUN)、クレアチニン、血清クレアチニン (eGFR)
- **肝・膵機能検査**
 - ・GOT (AST)、GPT (ALT)、 γ -GTP (γ -GT)、総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、LDH、コリンエステラーゼ、ALP、LAP、A/G、ZTT、アミラーゼ
- **肝炎ウイルス検査**
 - ・HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体
- **免疫検査 (梅毒検査)**
 - ・TPHA、RPR
- **血中脂質・尿酸検査**
 - ・総コレステロール、血清トリグリセライド (中性脂肪)、HDL - コレステロール、LDL - コレステロール、non-HDL コレステロール、尿酸
- **血糖検査 (糖代謝)**
 - ・空腹時血糖、HbA1c、尿糖、糖負荷試験 (60分血糖・尿糖、120分血糖・尿糖)
- **血液検査 (貧血検査)**
 - ・血球容積値 (ヘマトクリット)、ヘモグロビン、赤血球、白血球、血小板数、MCH、MCV、MCHC、血液像 (好中球、好酸球、好塩基球、単球、リンパ球)、Fe (血清鉄)
- **炎症性反応検査**
 - ・赤沈、CRP、ASO、RF、RA
- **腫瘍マーカー検査**
 - CEA (消化器系がん)、AFP (肝細胞がん・肝疾患)、CA19-9 (膵臓・胆のう・胆管がん)、CYFRA (肺がん)、SLX (肺・消化器系・乳房・卵巣がんなどの腺がん)、PSA (前立腺がん)、CA125 (卵巣がん)、CA15-3 (乳がん)
- **喀痰検査 (結核菌、または肺がん検診)**
- **胸部X線、胸部CT検査**
- **上部消化器系検査**
 - 上部消化管X線、上部消化管内視鏡、ペプシノーゲン、ヘリコバクターピロリ抗体
- **便潜血反応検査 (2日法)**
- **骨密度検査**
- **直腸・肛門触診**
- **大腸内視鏡検査 (精密検査時)**
- **腹部超音波検査 (肝臓、胆のう、膵臓、膵臓、腎臓)**

- 子宮がん検査（内診、子宮頸部細胞診、HPV検査、経膈超音波、女性のみ）
- 乳がん検査（視触診、マンモグラフィ、乳房超音波）

上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項

※太字部分は、労働安全衛生法に定める健康診査項目（法定健康診査）

3. 健康診査及び保健指導データを共同利用する者の範囲について

- ・ 日本年金機構本部労務管理部厚生グループ
- ・ 日本年金機構健康保険組合保健事業担当

4. 健康診査及び保健指導データを共同利用する者の利用目的について

- ・ 日本年金機構本部労務管理部厚生グループにおいては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、日本年金機構健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健康診査及び保健指導データの利用は、労務管理部厚生グループにデータ保存し、日本年金機構健康保険組合の判定にしたがって、保健指導を実施します。

- ・ 日本年金機構健康保険組合においては、健康保険法第150条の趣旨に則り、日本年金機構本部労務管理部厚生グループとともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健康診査及び保健指導データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、健康診査データ及びレセプトデータを基に抽出した対象者に保健指導や情報提供を実施する他、各加入者・事業所・組合全体の疾病・医療費分析を行います。

5. 健康診査及び保健指導データの管理責任者名について

健康診査及び保健指導データの管理責任者は、日本年金機構本部労務管理部長と日本年金機構健康保険組合の常務理事です。

(参考)個人情報保護に関する法律

第23条（第三者提供の制限）

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

－中略－

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。